

令和5年度（2023年度）介護職員等研修事業実施要綱

1 事業の目的

介護職員等に対して、業務遂行上必要な研修や資格認定講習等を総合的・計画的に実施することにより、その資質向上を図る研修を行うほか、高齢者の生活の質の確保を図り、高齢者を地域全体で支える地域づくりを支援するため、広く地域住民に対し、介護に関する意識啓発や介護知識・技術の普及等を行う介護実習・普及センター運営事業を実施する。

2 実施主体

北海道

3 事業の委託

道が適当と定めた事業者に委託して実施する。

4 委託期間

（委託契約締結日）から令和6年（2024年）3月31日まで

5 委託業務の内容

業務内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）研修事業の企画、調整及び運営
- （2）研修種別のカリキュラムの策定
- （3）研修事業の周知及び受講生の決定
- （4）研修会場の確保と教材の検討・選定
- （5）その他研修事業の実施上必要な事項

6 研修の対象者等

（1）研修の対象者

- ア 介護職員及び相談員
- イ 市町村等の職員
- ウ その他受講することが適当と認められる者

（2）定員

別記のとおり

7 研修事業の内容

研修事業の内容は、次のとおり。なお、研修種別は、別記のとおりとする。

- （1）新任研修（相談援助職員、介護職員、保育士、栄養士）
採用後3年未満の職員を対象とする基礎知識や実務上の技術についての研修
- （2）専門研修Ⅰ（介護職員、保育士、児童福祉施設職員）
採用後3年以上の職員（児童福祉施設職員については、採用後5年未満）を対象とする専門的知識・技術についての研修
- （3）専門研修Ⅱ（介護職員、保育士）

指導的立場の介護職員や保育士を対象とする専門的知識・技術についての研修

(4) 課題別研修

ア 新人介護職員をサポートする介護職員等を対象とするOJT向上等に関する研修や新人職員の早期離職防止と定着促進に向けたエルダー・メンター制度の導入支援の研修

イ 言語障がい児の処遇に携わる関係者を対象とする専門的知識・技術についての研修

(5) 介護職員等のたん吸引等研修

別紙「介護職員等のたん吸引等研修業務処理要領」に定める研修

8 研修の方法

研修は、集合研修又はオンラインの方法により行うが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインの実施に努めること（たん吸引等研修を除く）。

また、「新任介護職員研修」、「介護職員専門研修Ⅰ」、「介護職員専門研修Ⅱ」及び「エルダー・メンター制度導入支援研修」については、研修の実施に加えて、常時オンラインによる視聴ができるようにする。

9 集合研修の会場

集合研修の会場は、開催地が札幌市の場合は、原則として道立道民活動センター内の研修施設を利用して実施するものとする。

ただし、開催地が札幌市以外の場合や開催地が札幌市である場合であって、道立道民活動センターを利用できない事情等がある場合は、その他の研修施設等で実施することができるものとする。

10 研修の実費徴収

(1) 実費徴収の内容

研修の実施に当たって、講師が指定する有償のテキスト代については、受託者において、受講者からその実費を徴収してもよいものとする。なお、領収書は受託者において発行するものとし、その他の費用を徴収してはならない。

11 介護実習・普及センター運営事業の実施

(1) 介護実習・普及センターについて

別紙「介護実習普及センター運営事業の実施について（平成4年4月22日老企第137号）」の別紙に定められている介護実習・普及センター運営要綱に基づき、次の(2)の事業を実施する。

また、介護実習・普及センターには、事業の実施に当たって、カリキュラムの策定、講師の選任、情報提供の実施方策等について適切な事業計画を策定することを目的とした「介護実習・普及センター運営委員会」を設置するものとする。

「介護実習・普及センター運営委員会」は、学識経験者、医師会・看護協会・社会福祉協議会のそれぞれの代表者、社会福祉施設等の職員及び行政関係者等で構成すること。

(2) 事業内容

ア 研修事業

(ア) 家族のための介護講座の開催

家庭で高齢者の介護をしている者やボランティアを対象に、食事、入浴、排泄など生活

の各場面での介護知識や技術を習得する講座開催

道内2ヶ所 定員 各50名 各会場2日間

(イ) 福祉用具プランナー研修の開催

公益財団法人テクノエイド協会が主催する福祉用具プランナー研修に係る集合講習の開催。

定員50名 パソコンでの自宅学習(48時間)及び集合講習(52.5時間) 計100.5時間

イ 情報提供事業

介護実習・普及センターホームページの運営

(3) 研修受講料

受講料は、原則として無料とする。ただし、教材代等については利用者の実費負担とすることができる。

(4) 職員の配置

この事業の円滑な推進を確保するため、介護実習・普及センターには、所長(兼教務主任)を常勤で配置するものとする。

(5) その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

12 その他

(1) 集合研修を実施する場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新北海道スタイルを遵守するなど、感染防止対策を講じた上で実施すること。

(2) 業務を遂行する際に発生する著作権、肖像権等の権利関係については、受託者の責任により処理すること。

(3) 受託者は、業務を遂行するに当たり、道と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けること。

(4) 受託者は、業務の各段階において、必要に応じて道と協議を行い事務を進めるものとし、道の指示のもと随時報告を行うこと。

(5) 委託契約書及び実施要綱に定めのない事項については、必要に応じ協議の上定めるものとする。

別記（第6関係）

令和5年度介護職員等研修事業種別一覧

区分	研修事業名	研修開催地（※）	開催日数等	定員
新任研修	新任相談援助職員研修	札幌市	2日1回	160人
	新任介護職員研修	札幌市	2日2回	各160人
		函館市・旭川市・釧路市・帯広市・北見市	2日各1回	各80人
	新任保育士等研修	札幌市	2日2回	各80人
	新任栄養士研修	札幌市	1日1回	70人
専門研修Ⅰ	介護職員専門研修Ⅰ	札幌市	2日2回	各80人
		函館市・旭川市・釧路市・帯広市・北見市	2日各1回	各40人
	保育士等専門研修	札幌市・旭川市	2日各1回	各60人
	児童福祉施設職員研修 （指導員・保育士等）	札幌市	2日1回	50人
専門研修Ⅱ	介護職員専門研修Ⅱ	札幌市	2日1回	80人
		函館市・旭川市・帯広市	2日各1回	各40人
	主任保育士等研修	札幌市	2日2回	各35人
課題別	言語障がい児関係職員研修	札幌市	2日1回	30人
	エルダー・メンター制度 導入支援研修	札幌市	1日2回	各30人
		函館市・旭川市・釧路市・帯広市・北見市	1日各1回	各30人

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、オンラインの実施に努めること。

介護職員等のたん吸引等研修業務処理要領

第1 趣旨

この要領は、介護職員等のたん吸引等研修業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めるものとする。

第2 研修の目的及び概要

1 目的

特別養護老人ホーム、障がい者（児）施設や在宅等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことのできる介護職員等を養成する。

2 概要

(1) 研修の種類

ア 不特定多数の者を対象とする研修（第一号、第二号研修）

不特定多数の者を対象に、たんの吸引等の医療的ケアを行うことのできる介護職員等を養成する研修

イ 特定の者を対象とする研修（第三号研修）

特定の者を対象に、たんの吸引等の医療的ケアを行うことのできる介護職員等を養成する研修

ウ フォローアップ研修

医療的ケア実施及び研修受講からブランク等がある介護職員等を対象に、講義及び演習等を実施し、受講者の不安解消を図るとともに、適切なケアの方法を確認する研修

(2) 養成人数

研修類型	区分	開催地等	養成人数	
不特定多数の者を対象とする研修 （第一号、第二号研修）	基本研修、 実地研修	札幌市 旭川市、函館市	2回 各1回	200名
特定の者を対象とする研修 （第三号研修）	基本研修、 実地研修	札幌市	2回	200名
不特定多数の者を対象とする研修 及び特定の者を対象とする研修 （実地研修指導者講習）	実地研修のみ	上記のとおり		100名
フォローアップ研修	講義、演習	札幌市	3回	90名

(3) 研修における医療的ケアの範囲

ア 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）

イ 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

(4) 研修を受講する介護職員等の範囲

ア 介護福祉士

イ 介護福祉士以外の介護職員等（訪問介護員等の介護に従事する職員、保育所にあつては保育士、特別支援学校等にあつては教職員を含む。）とし、次の施設・事業所等に勤務する者（勤務予定がある者を含む）とする。

※医療機関に勤務する介護職員は原則として対象外とする。

(7) 介護関係施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、有料老人ホーム、短期入所生活介護等

(4) 障害者支援施設等

障害者支援施設、共同生活援助（グループホーム）等

(ウ) 在宅サービス

訪問介護、居宅介護・重度訪問介護（移動中や外出先を含む。）等

第3 業務内容

1 研修の実施準備

(1) 研修指導者の確保

ア 不特定多数の者を対象とする研修受講者の実地研修指導者養成講習を実施する。

イ 特定の者を対象とする研修受講者の実地研修指導者養成講習を実施する。

(2) 研修運営委員会の設置及び開催

研修の運営等について、検討・協議するとともに、小委員会を設置し、基本研修の演習の実施方法や筆記試験の問題の選定や評価方法について協議する。

(3) 研修カリキュラムの編成

別紙「研修カリキュラム」により編成する。

2 研修の実施

(1) 不特定多数の者を対象とする研修（第一号、第二号研修）

ア 基本研修（講義及び演習）

(7) 研修内容

別紙「研修カリキュラム」による。

(4) 筆記試験・評価の実施

イ 実地研修

基本研修を修了した者及び基本研修に相当する研修を修了している者について実施する。

(7) 実施場所等

基本的に研修受講者の所属する各施設・事業所において実施する。

(4) 研修内容

別紙「研修カリキュラム」による。

(ウ) 評価の実施

ウ 研修修了証明書等の交付

研修修了者（過年度研修修了者を含む。）に対し、修了証明書を交付する。

(2) 特定の者を対象とする研修（第三号研修）

ア 基本研修（講義及び演習）

(7) 研修内容

別紙「研修カリキュラム」による。

(4) 筆記試験・評価の実施

イ 実地研修

基本研修を修了した者及び基本研修に相当する研修を修了している者について実施する。

(7) 実施場所等

原則として研修受講者の所属する各施設・事業所において実施する。

(イ) 研修内容

別紙「研修カリキュラム」による。

(ウ) 評価の実施

ウ 研修修了証明書等の交付

研修修了者（過年度研修修了者を含む。）に対し、修了証明書を交付する。

(3) フォローアップ研修

医療的ケア実施及び研修受講からブランク等がある介護職員等を対象に、講義及び演習等を実施する。

ア 研修内容

別紙「研修カリキュラム」による。

第4 実績報告書について

実績報告書を提出する際には、添付資料として、研修修了者名簿を併せて提出するものとする。

第5 その他

その他この要領に定めるほか、国が定める「喀痰吸引等研修実施要綱」によることとする。

(別紙)

研修カリキュラム

1 不特定多数の者を対象とする研修（第一号及び第二号研修）

(1) 基本研修の講義

科 目	時間数
人間と社会	1. 5時間
保健医療制度とチーム医療	2. 0時間
安全な療養生活	4. 0時間
清潔保持と感染予防	2. 5時間
健康状態の把握	3. 0時間
高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」概論	11. 0時間
高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」実施手順解説	8. 0時間
高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	10. 0時間
高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	8. 0時間
合 計 講 義 時 間 数	50. 0時間

(2) 基本研修の演習（シミュレーター演習）

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	5回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上
経鼻経管栄養	5回以上
救急蘇生法	1回以上

※ 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途演習を行う。

(3) 実地研修

行 為	回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※ 人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途演習を行う。

※ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形栄養剤）が必要な場合には、別途演習を行う。

※ 講義については、試験により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については、プロセス評価を行う。

2 特定の者を対象とする研修（第三号研修）

(1) 基本研修（講義及び演習）

科 目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	2. 0時間
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6. 0時間
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	
喀痰吸引等に関する演習	1. 0時間
合計講義・演習時間数	9. 0時間

※ 演習（シミュレーター演習）については、当該行為のイメージをつかむこと（手順の確認等）を目的とし、実地研修の序盤において、実際に利用者の自宅において、指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って演習（現場演習）を実施する。

(2) 実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	指導看護師による評価（所定の判断基準）により、問題ないと判断されるまで実施。 ※ 評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

※ 講義については、試験により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については、プロセス評価を行う。

3 フォローアップ研修（講義2時間、演習4時間 計6時間）

(1) 講義

科 目	時間数
保健医療制度とチーム医療	120分
安全な療養生活	
清潔保持と感染予防	
健康状態の把握	
救急蘇生法	

(2) ヒヤリハット事例演習

科 目	時間数
ヒヤリハット事例演習	100分

(3) 演習

科 目	時間数
高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」実施手順解説	140分
高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	
口腔内の喀痰吸引	
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

○介護実習・普及センター運営事業の実施について

（平成4年4月22日）

（老企第137号）

（各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）

本格的な高齢化社会の到来を迎えて、寝たきり老人等の介護についての対応は国民的な課題となってきた。

このような寝たきり老人等の介護について、今後適切に対応していくためには、介護問題についての国民の理解のもとに「高齢化社会は、国民全体で支えるもの」という考え方を地域住民に広く啓発する等の基盤づくりが重要である。

このため、今般、国民への介護知識、介護技術の普及と啓発事業の推進を図ること等を目的として、別紙のとおり「介護実習・普及センター運営要綱」を定めたので、この事業の円滑な運営、実施について特段の御配慮をお願いする。

なお、このうち介護機器普及事業については、細部の取扱いを別途通知する予定であるので、御了知願いたい。

（別紙）

介護実習・普及センター運営要綱

1 目的

老人介護の実習等を通じて地域住民への介護知識、介護技術の普及を図るとともに、「高齢化社会は国民全体で支えるもの」という考え方を地域住民に広く啓発する事業を実施するほか、介護機器の展示・相談体制を整備し、介護機器の普及を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、指定都市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる地方公共団体、財団法人等民間団体に委託できるものとする。

3 介護実習・普及センター運営委員会等の設置

- (1) 介護実習・普及センターにおいては、介護実習・普及事業の実施に当たって、介護実習事業にかかるカリキュラムの策定、講師の選任、実習設備・機器の整備、情報提供事業の実施方策等について適切な事業計画を策定することを目的とした「介護実習・普及センター運営委員会」を設置するものとする。

「介護実習・普及センター運営委員会」は、学識経験者、医師会、看護協会、社会福祉協議会、社会福祉施設等の職員及び行政関係者等で構成するものとする。

- (2) 介護機器普及事業の円滑な実施を図るため、優良な機器の選考、展示方法等の検討を行うことを目的とした「介護機器普及事業運営協議会」を設置するものとする。
- (3) 介護実習・普及センターには、実習受講対象者のは握及びこれらとりまとめを行うコーディネーターを配置するものとする。

4 事業内容

- (1) 介護実習・普及センターの事業内容は、次に掲げるものとする。

ア 介護実習・普及事業

- (ア) 市民各層に対する老人介護意識の啓発、介護基礎知識・技術の習得
- (イ) 家族介護者に対する介護知識・技術の習得
- (ウ) 介護専門職員を対象とした老人介護のチームづくり及び地域組織づくりリーダーの養成
- (エ) 介護を中心とした高齢者のニーズにかかる情報提供
- (オ) その他介護実習・普及に関連する事業

イ 介護機器普及事業

- (ア) 多様な介護機器の展示
- (イ) 介護機器、住宅改造等に関する相談、助言
- (ウ) 介護機器の利用方法、利用手続き等の情報提供

(2) 地域介護実習・普及センターの事業内容は、次に掲げるものとする。

介護実習・普及事業

- (ア) 市民各層に対する老人介護意識の啓発、介護基礎知識・技術の習得
- (イ) 家族介護者に対する介護知識・技術の習得
- (ウ) 介護専門職員を対象とした老人介護のチームづくり
- (エ) 介護を中心とした高齢者のニーズにかかる情報提供
- (オ) その他介護実習・普及に関連する事業

5 利用料

利用料は、原則として無料とする。

ただし、教材代等については利用者の実費負担とすることができる。

6 職員の配置

この事業の円滑な推進を確保するため、介護実習・普及センターには、所長（教務主任併任）のほか、教務担当事務職員、介護機器相談指導員各一人、地域介護実習・普及センターには、教務担当事務職員二人を常勤で配置するものとする。

7 構造及び設備

(1) 建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の二に規定する耐火建築物又は同条第9号の三に規定する準耐火建築物とする。

(2) 介護実習・普及センターには、原則として次の設備を設けるものとする。

ただし、業務運営上支障が生じない場合には他の施設と共用とすることができる。

- ・研修室
- ・介護実習室
- ・相談室
- ・情報処理室
- ・交流談話室
- ・介護機器展示室

(3) 地域介護実習・普及センターは、原則として介護設備と介護指導職員を備えている次に掲げる施設等に併設するものとする。

地域介護実習・普及センターには、運営に必要な面積を有する研修室、介護実習室及び事務室等を設けるものとするが、運営上支障が生じない場合には他の施設と共用とすることができる。

- ・特別養護老人ホーム
- ・老人保健施設
- ・介護福祉士養成学校
- ・社会福祉士養成学校
- ・身体障害者療護施設
- ・その他本事業を実施するに相当と認められる施設等

8 広報

センターは、その利用を促進する観点から、センターの事業内容についてリーフレット等を作成、配布し、この事業のPRに努めるものとする。